

大石南町まちづくり協定の届出について

- 届出書等の届出先：神戸市都市局まち再生推進課 [郵送による受付可※詳細は裏面]
- 届出書類等：裏面参照

届出が必要なもの

- 1、建築物その他の工作物の新築・増築・改築・用途の変更
- 2、土地の区画形質または用途の変更
- 3、良好な居住環境の維持に有効であると認める木竹の伐採

※建築確認申請を要しない、軽微な増改築等についても届出が必要です！

• 届出は、建築確認申請の前に届出してください！

建築確認申請を要しない場合は、着工の30日前までに届出してください。

- 建築確認申請に、「まちづくり協定に係る地区内における行為の届出に関する適合（不適合）通知書〈はがき〉」の添付等の必要はありません。
(上記「適合（不適合）通知書〈はがき〉」の受領前に、建築確認申請を行うことができます。)
- 「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」の申請には、「適合（不適合）通知書〈はがき〉」の写しが必要です。

★届出についての注意事項★

- 全ての届出について、大石南町まちづくり協議会に、届出者または代理者より届出内容の説明をお願いしています。届出をされる方は、必ず下記まちづくり協議会窓口までご連絡をお願いします。
- まちづくり協議会への説明日時は原則として、毎月第3金曜日午後19：00から大石南町会館（灘区大石南町2丁目7）にて行います。

- 協議会への説明等の詳細については
「大石南町まちづくり協議会」まで直接問い合わせてください。

※連絡先については、届出時に別途お知らせします。

- 大石南町まちづくり協議会への説明が遅れると、「適合（不適合）通知書〈はがき〉」の発行も遅れますので早めにご連絡をお願いします。

■神戸市地区計画及びまちづくり協定等に関する条例に基づく届出書類と届出先

届出先	神戸市都市局まち再生推進課
届出していただくもの	・まちづくり協定に係る地区内における行為の届出・変更届出書（共通様式）
	・適合（不適合）通知書〈はがき〉※切手を忘れずに！
	・大石南町まちづくり協定の区域内における行為の概要書
	・図面（届出書裏面に記載）
	・現況写真
届出部数	1部

※郵送による届出も受け付けています。発送後、1週間程度が経過しても担当者からの電話が無い場合は、確認のため、お手数ですが当課までご連絡ください。

届出先：〒651-0083 神戸市中央区浜辺通2丁目1-30 三宮国際ビル6階
 神戸市 都市局 まち再生推進課
 「大石南町まちづくり協定」担当

説明時に必要な書類	・大石南町まちづくり協定に係る行為の届出書（地元説明用） ・小規模建築物用（注1） ・大規模建築物用（注2）
	・大石南町まちづくり協定の区域内における行為の概要書
	・立面図
	・現況写真
届出部数	現況写真 2部（A3）、その他は15部（協定委員会当日持参）

■協定委員会説明時に必要な書類（参考）

- ・（注1）小規模建築物：建築物の床面積の合計が500㎡未満かつその高さが15m未満のもの
- ・（注2）大規模建築物：建築物の床面積の合計が500㎡以上又はその高さが15m以上のもの

※概要書・図面等の個人情報等は、届出者で判断いただいた上、ご用意ください。

※部数等については、協定委員会に連絡時に再度ご確認ください。

■まちづくり協定の関連書類

・パンフレット
・大石南町まちづくり協定運用細則
・まちづくり協定に係る地区内における行為の届出・変更届出書（共通様式）※裏面に届出する図面等記載
・まちづくり協定に係る地区内における行為の完了・中止・廃止届出書（共通様式） ※必要に応じて届出は、市へ1部のみ
・大石南町まちづくり協定の区域内における行為の概要書
・適合（不適合）通知書〈はがき〉
・【参考】大石南町まちづくり協定に係る行為の届出書（地元説明用）※小規模建築物用・大規模建築物用
各種様式は神戸市のホームページからダウンロードできます。 神戸市ホームページ掲載場所 http://www.city.kobe.lg.jp/life/town/create/conclusion/oishi.html